

令和8年度（2026年度）熊本北高等学校
部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

体育系（16）陸上競技部 ソフトボール部 ハンドボール部 サッカー部 硬式野球部
山岳スキー部 バスケットボール部 バドミントン部 バレーボール部
卓球部 柔道部 剣道部 ソフトテニス部 テニス部 水泳部 ダンス部

文化系（17）吹奏楽部 合唱部 放送部 囲碁将棋部 演劇部 茶道部 華道部 写真部
クッキング部 ボランティア部（JRC） 書道部 芸術（美術・文芸）
英語部 自然科学部（物理 化学 生物 地学）

2 目標

- （1）生徒の自主的、自発的な参加による活動をとおして、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育成する。
- （2）知・徳・体の調和のとれた「礼節と品位を重んじ、向上心に満ちた意欲的若人」の育成を目指す。
- （3）定められた時間内での活動をとおして勉学との両立を目指す中で、自己の鍛錬にたゆまぬ努力をする向上心と強い意志をもって積極的に実践する意欲の育成を目指す。

3 活動日、活動時間

（1）活動日

ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、平日は少なくとも1日を休養日とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 原則として定期考査初日1週間前から考査終了前日までの活動は中止とする。ただし、大会直前の場合、校長に考査前の活動の許可を得ることができる。

ウ 考査前の活動が許可されたときの活動時間は、終礼終了後1時間程度のものとし、土曜・日曜の活動及び考査前日から考査終了前日までの活動は原則として中止する。

エ 夏季の閉庁日は、活動しないこととする。

（2）活動時間

※活動時間とは・・・ウォーミングアップからクーリングダウンまでの時間のことで、練習場への移動、準備、後片付け等は含みません。

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日（学期中の週末も含む）は3時間程度とする。なお、始業前の活動は行わない。

イ 大会や練習試合、合宿等で上記の活動時間を超える場合、翌日以降の活動時間を短縮するなどして調整する。

ウ 完全下校時間を厳守する。

（3）完全下校時間

前期（3月1日～10月31日） 19:00 まで活動、19:30 完全下校（校外退出）

後期（11月1日～2月末日） 18:30 まで活動、19:00 完全下校（校外退出）

※休業日及び長期休業期間 18:00 完全下校（校外退出）

(4) 共通の休養日

ア 定期考査前後の一定期間

6月18日～23日（第1回定期考査）	12日間
9月25日～30日（第2回定期考査）	12日間
11月24日～27日（第3回定期考査）	10日間
2月8日～12日（第4回定期考査）	11日間

イ その他

8月12日（水）～15日（土）（夏季学校閉庁日） 4日間

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

生徒の実態・競技等の特性の観点から、次の部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。 サッカ一部、硬式野球部、テニス部、剣道部、吹奏楽部

イ 活動時間

生徒の実態・競技等の特性の観点から、次の部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は16時間未満とし、完全下校時間を厳守すること。

サッカ一部、硬式野球部、テニス部、剣道部、吹奏楽部

4 練習試合、合宿等

- (1) 練習試合等の実施にあたっては、平常の授業に支障のない範囲で行い、部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。
- (2) 合宿は、原則長期休業中に行う。部顧問は、1週間前までに実施期間、場所、日程、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

大会等への参加は、高体連・高文連・高野連の主催・共催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した参加届を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに部活動顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。